

北九州市告示第 7 7 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定するので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 4 条の 1 1 の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 中間検査を行う区域

北九州市全域

2 中間検査を行う期間

令和 5 年 5 月 1 日から令和 1 0 年 4 月 3 0 日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

中間検査を行う建築物は、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次に掲げる構造、用途又は規模の建築物で、令和 5 年 5 月 1 日以後に法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請があったものとする。

（１） 主要構造部（屋根及び階段を除く。）の全部又は一部を木造とした建築物で、住宅（兼用住宅、共同住宅及び長屋を含む。以下同じ。）の用途に供する部分の床面積が 5 0 平方メートルを超えるもの

（２） 地階を除く階数が 3 以上の建築物で、かつ延べ面積が 5 0 0 平方メートルを超えるもの

（３） 地階を除く階数が 2 以下の建築物で、かつ延べ面積が 1 , 0 0 0 平方メートルを超えるもの

4 中間検査を行う建築物のうち適用除外する建築物

（１） 法第 1 8 条第 3 項の規定により確認済証の交付を受けた建築物

（２） 法第 8 5 条第 1 項に規定する応急仮設建築物（防火地域内に建築するものに限る。）又は同条第 6 項及び第 7 項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物

（３） 法第 6 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる建築物

（４） 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 5 条第 1 項の規定により住宅性能評価を受ける建築物（建設された住宅について、住宅性能評価を受けるものに限る。）

5 指定する特定工程及び指定する特定工程後の工程

（１） 基礎工事に関する工程

建築物の構造	特定工程	特定工程後の工程
--------	------	----------

木造（地階を除く階数が３以上の建築物で５００平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が２以下の建築物で１，０００平方メートルを超えるものに限る。）	基礎の配筋工事の工程	基礎の鉄筋を覆うコンクリート打設の工事
木造以外の構造	基礎の配筋工事の工程	基礎の鉄筋を覆うコンクリート打設の工事
備考 1 木造と木造以外の構造を併用する場合は、木造とみなす。 2 建築物の規模、敷地又は周辺の状況により段階的に工事を行う場合は、最初に特定工程に係る工事を完了する範囲を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。		

（２） 建方工事に関する工程

建築物の構造	特定工程	特定工程後の工程
木造	屋根工事の工程	土台、柱、はり及び筋かいを覆う床、壁又は天井を設ける工事（桝組壁工法の場合を除く。）
		桝組みを覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事（桝組壁工法の場合に限る。）
鉄骨造	１階の鉄骨部分の建方工事の工程	１階の柱、はり、斜材などの接合部分を覆う工事の工程
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コ	地階を除く階数が１の建築物の場合	１階の柱、はり及び屋根版を覆うコンクリー

コンクリート造	は、1 階の柱、はり及び屋根の配筋工事の工程	ト打設工事
	地階を除く階数が 2 以上の建築物の場合は、1 階の柱、はり及び 2 階の床の配筋工事の工程	1 階の柱、はり及び 2 階の床の配筋を覆うコンクリート打設工事
その他の構造	指定しない。	指定しない。
備考 1 木造と木造以外の構造を併用する場合は、木造とみなす。 2 枠組壁工法とは、木材で組まれた枠組みに構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。 3 木造以外の 2 以上の構造を併用する場合は、1 階の床面積のうち、それぞれの構造で区画された部分の床面積の合計が最大となる構造を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。ただし、その最大となる構造が 2 以上となるものについては、特定工程に係る工事を最初に完了する部分の構造を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。 4 建物の規模、敷地又は周辺の状況により段階的に工事を行う場合は、最初に特定工程に係る工事を完了する範囲を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。		